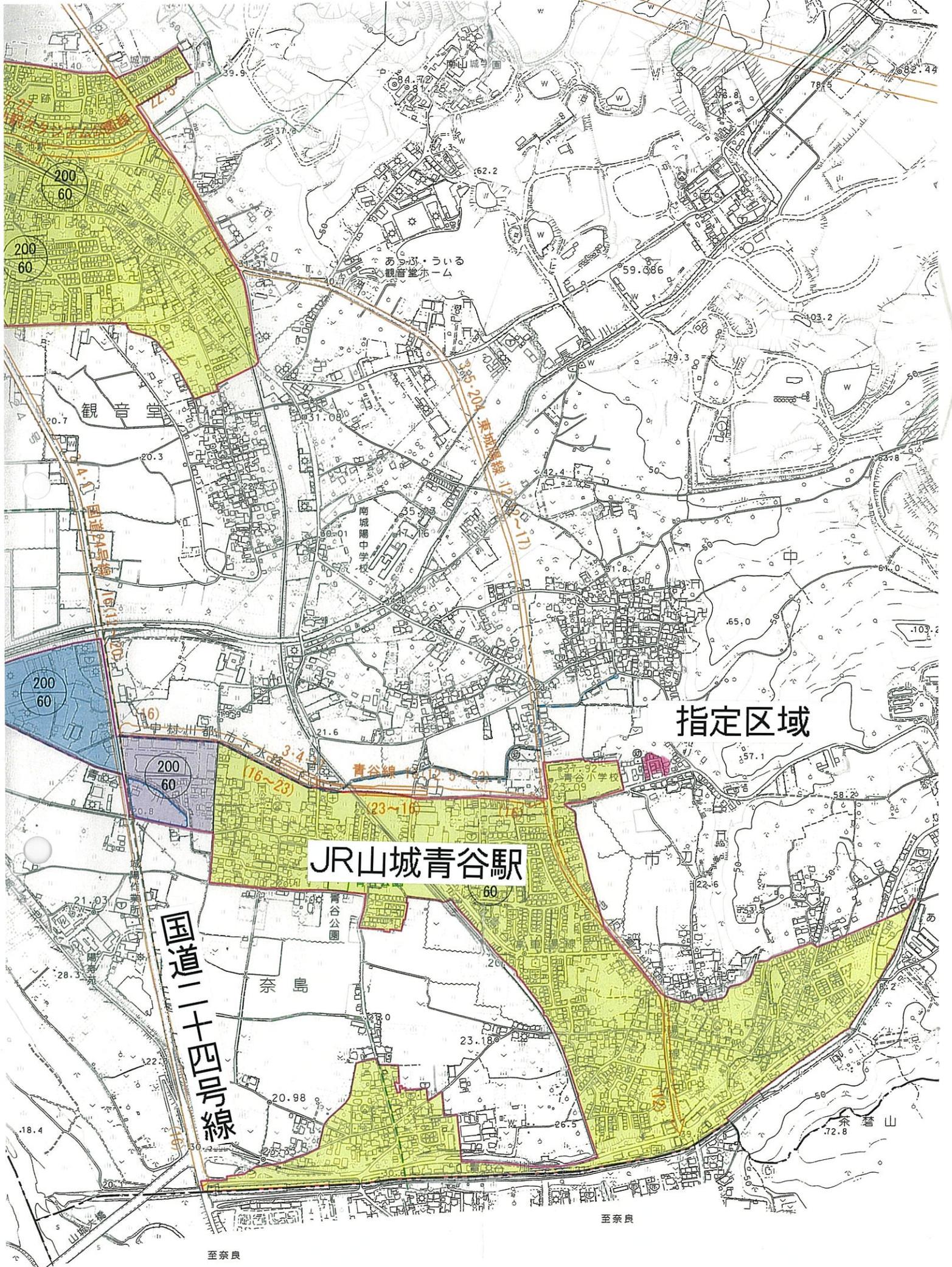


平成18年11月7日 京都府知事指定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定により市街化調整区域において建築行為を行うことができる土地の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、京都府土木建築部建築指導課及び京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

| 区域番号 | 区域の名称 | 土地の区域（住宅団地に係るもの） |
|---------|-------|--|
| 城概-18-1 | 中向河原 | 宅地 城陽市中向河原12の1、12の4、12の6、12の8、12の10、12の12、12の14、12の16、12の18、12の20、12の22、12の24、12の26、12の28、12の30、12の32、12の34、中樋ノ上71の7 道路 城陽市中向河原12の5、12の7、12の9、12の11、12の13、12の15、12の17、12の19、12の21、12の23、12の25、12の27、12の29、12の31、12の33、12の35、12の36、中樋ノ上71の一部 |



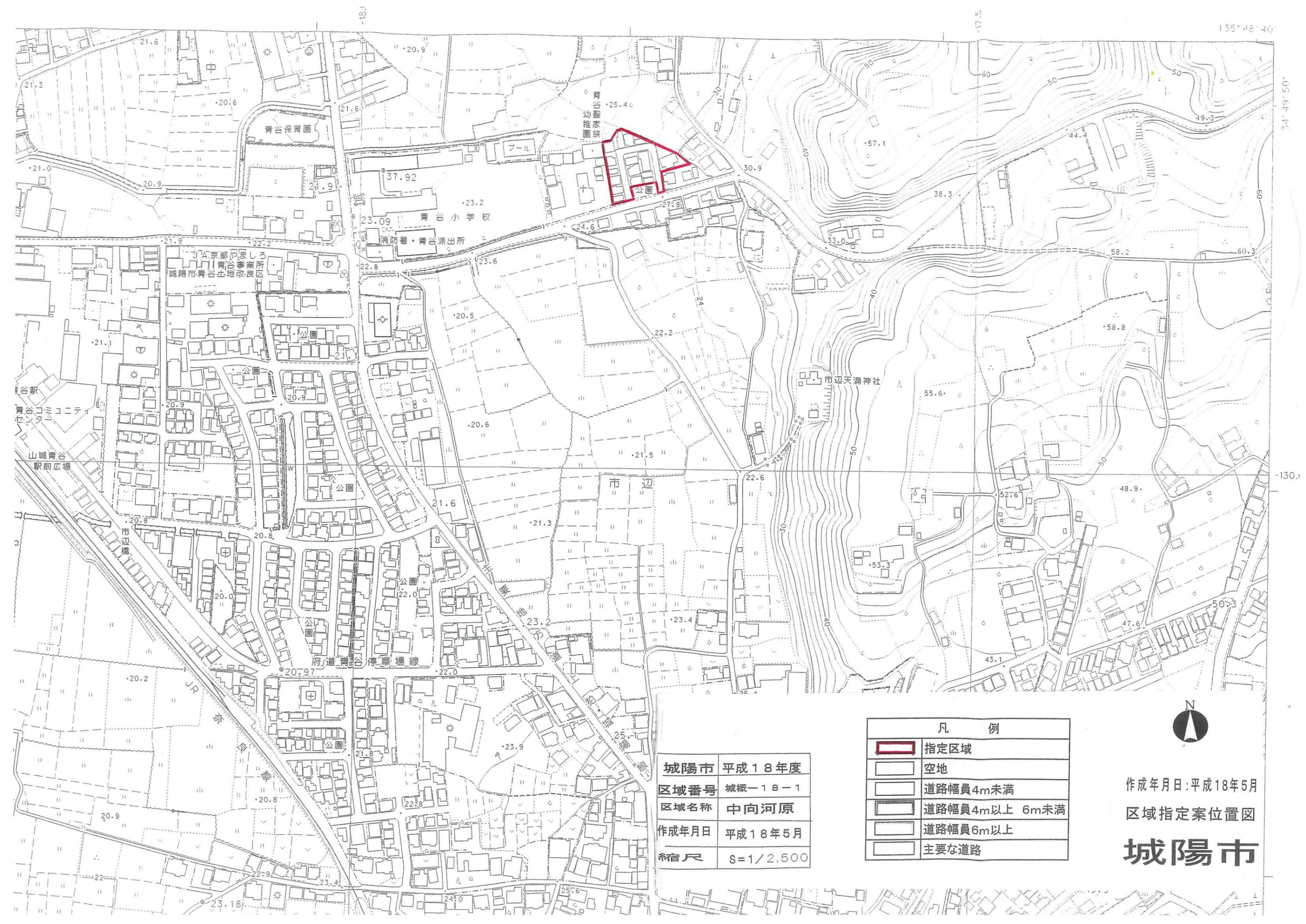
指定区域

JR山城青谷駅

国道二十四号線

至奈良

至奈良



城陽市 平成18年度
 区域番号 城概-18-1
 区域名称 中向河原
 作成年月日 平成18年5月
 縮尺 S=1/2,500

| 凡 例 | |
|-----|---------------|
| | 指定区域 |
| | 空地 |
| | 道路幅員4m未満 |
| | 道路幅員4m以上 6m未満 |
| | 道路幅員6m以上 |
| | 主要な道路 |



作成年月日:平成18年5月
 区域指定案位置図

城陽市